

第 28 回納本制度審議会議事録

日 時： 平成 29 年 3 月 16 日（木）午後 4 時～5 時
場 所： 国立国会図書館東京本館 3 階総務課第一会議室
出席者： 中山信弘会長、福井健策会長代理、植村八潮委員、
遠藤薫委員、相賀昌宏委員、角川歴彦委員、斎藤誠委員、
斉藤正明委員、鹿谷史明委員、永江朗委員、根本彰委員、
野原佐和子委員、佐々木隆一専門委員、三瓶徹専門委員、
樋口清一専門委員

- 会次第：1 代償金部会の調査審議経過報告
2 電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業の現状について

配布資料：

- (資料 1) 第 27 回納本制度審議会議事録
- (資料 2) 納本制度審議会委員・専門委員名簿
- (資料 3) 第 13 回代償金部会における審議の概要について
- (資料 4) 第 14 回代償金部会における審議の概要について
- (資料 5) 電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業について（平成 29 年 3 月）
- (資料 6) 電子書籍・電子雑誌収集実証実験第 2 段階における枠組み
- (資料 7) 電子書籍・電子雑誌収集実証実験第 2 段階における枠組みに対する主な意見
- (資料 8) 国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）（抄）
- (資料 9) 納本制度審議会規程（平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号）
- (資料 10) 納本制度審議会議事運営規則（平成 11 年 6 月 7 日納本制度審議会制定）
- (資料 11) 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成 25 年国立国会図書館規程第 1 号）
- (資料 12) 国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件（平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号）
- (資料 13) 国立国会図書館法第 25 条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件（昭和 50 年国立国会図書館告示第 1 号）

議事録：

(開会) 定足数の確認等

会長： それでは、全員が揃いましたので、第 28 回納本制度審議会を開催いたします。委員の皆様にはお忙しいところ御出席くださいます、ありがとうございます。

本日は、15 名の委員中 12 名の委員に御出席いただいておりますので、定足数は満たされております。また、本日は専門委員のみなさんにも御出席いただいております。

なお、傍聴の方は、メモをとることは差し支えございませんが、自由な審議を行うため、録音及び写真撮影については、御遠慮ください。

それでは初めに、事務局から配布資料の説明をお願いします。

事務局： [配布資料について説明。]

会長： 資料はお手元に全部そろっていますでしょうか。それでは進めて参ります。

会次第にはございませんが、ここで、昨年 3 月に開かれた、第 27 回納本制度審議会の議事録の取扱いについて、事務局から説明があります。

事務局： 議事録につきましては、前回出席された委員の皆様方の御確認、御了解を得た上で、議事運営規則第 16 条の規定により、既に当館ホームページで公開しております。

(会次第 1) 代償金部会の調査審議経過報告

会長： それでは、会次第の 1 に入ります。代償金部会の調査審議経過報告につきましては、斎藤誠部会長から報告をお願いします。

部会長： それでは、御報告いたします。

前回の納本制度審議会から今回までの間に、代償金部会が 2 回開催されました。それぞれの部会の調査審議の経過について報告いたします。

まず、昨年 8 月 3 日に開催された第 13 回代償金部会の審議の経過について報告いたします。資料 3 をご覧ください。

代償金部会では、平成 27 年度に、いったん代償金を支払った物が納入対象ではなかったことが判明し、代償金の返金に至った事案が発生したことを受けて、代償金制度の課題について審議を続けてまいりました。

平成 28 年 6 月には、代償金に関する財務省予算執行調査の結果が公表されましたので、その指摘事項も踏まえて、代償金制度の課題についての検討が行われました。

短期的な課題については、運用改善策をとりまとめ、これを実施していくことで合意されました。

代償金制度の中長期課題については、高額少部数の出版物に対する補償の在り方という観点から必要な調査を行い、検討を進めることで合意されました。

第13回代償金部会の審議の概要は、以上です。

続いて、今年3月13日に開催された第14回代償金部会の調査審議の経過について報告いたします。資料4をご覧ください。

事務局から、高額少部数出版物等の収集及び代償金交付の今後の対応について、提案がありました。

財務省の指摘事項に対しては、受入基準の公開や、代償金交付に係る審査フローの整備を行うこと、パッケージ系電子出版物や高額少部数出版物については、代償金交付に係る審査をより厳正に執行していくこと等によって対応していくとの内容につき審議し、事務局の提案について了承しました。

第14回代償金部会の審議の概要は、以上です。

この部会で出された主な意見については、事務局から説明させます。

事務局： [資料4に基づき説明]

会長： ありがとうございます。ただ今の部会長の報告及び事務局からの説明について、何か御質問や御意見はありますか。

委員： 今回の検討のきっかけとなった「亞書」の件は一件落ち着いたのでしょうか。

事務局： 「亞書」の件そのものは終了しています。代償金も返納いただき、資料もこちらから返却いたしました。

会長： 従来なかった事件であったので、対応には大変苦勞されたことかと思えます。

他に御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(会次第2) 電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業について

会長： 続いて、会次第の2に移ります。平成27年12月から開始された電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業について、事務局から説明を聴きたいと思えます。

事務局： [資料5に基づき説明]

会長： ただ今の件については、この審議会の前に開催されたオンライン資料の補償に関する小委員会でも議論されたということです。小委員会での議論の様子を福井小委員長からご紹介いただけますか。

小委員長： それでは御紹介します。短い限られた時間ではありましたが、小委員会では、密な議論が交わされました。その中心としては、事務局からの報告にもあったとおり、館内での利用・閲覧に係る出版界の納得の問題、これ

が DRM を外す、外さないの問題の絡みで、大きな課題として提示されたように思います。現状を整理いたしますと、この審議会がオンライン資料の制度的収集についての答申を提出したのが平成 24 年のことになります。その結果、国会図書館法は既に改正されておりまして、制度的収集は 25 条の 4 によって可能な状況です。ただし、附則において、館長が認める当分の間は有償又は DRM が付いたものについては提供を免ずるという措置が行われている。この経過規定に基づく免除の期間を永続的に続けるわけにもいかないのです、ここでブレイクスルーが必要であろうと考えます。小委員会においても、そのブレイクスルーの方法について様々な御意見をいただきました。代表的な意見をご紹介しますと、最も多く述べられたものは、保存と利用というものは、国会図書館の役割を考えると、必ずしも完全に一致させる必要はないのではないか、分けて考えてもよいのではないかということです。保存は十全に行い、閲覧・利用提供については例えば一定の限定があるということも解決策として考えてもよいのではないかということでした。これが、例えば各地の公立図書館と国会図書館との位置付けの違いでもある、というものでした。その具体例として、民間で商業流通されている電子出版物については保存をしたとしても、館内閲覧はさせない、いわゆるダークアーカイブ的な発想の提案もありました。つまり、民間での商業流通がなくなったら、その時に国会図書館の館内での閲覧を可能にすればよいのではないかとの提案です。あるいは、それでは永久に館内閲覧できないという状況になってしまうため、国会図書館の役割としても望ましくないであろうとのことで、一定の期間は館内閲覧をできない状態とするが、その期間以降は館内閲覧を解禁するとしてはどうかという提案もありました。いずれについても、例えばデータ解析のための利用等、一定の利用については最初から可能としてもよいのではないかとの意見もありました。利用と保存を分けるという御意見の他に、出たものとしては、権利者としての著者と各出版社との意見の統一の取り方についての指摘がありました。著者としてはある程度の権利制限については納得が得られているのではないか、との指摘です。他方においては、出版社としてもそうした時代の流れについて理解はしているが、数多くの出版社が存在し、理解度にも差がある中で、出版界内での説得も必要であるという意見もありました。以上のように、様々な御意見、御指摘があった小委員会となりました。

会長： ありがとうございます。非常に難しく、デリケートな問題であります。それでは、ただ今の事務局及び福井小委員長からの説明について、何か御質問や御意見はありますか。

委員： 何か補足がありましたらお願いします。

委員： 報告いただいたとおりで問題ないと思います。

委員： 先ほどの報告の中で実証実験が利用可能な端末を大幅に増やされたとのことでしたが、その割には利用数はそんなに増えていないように見えます。館内の端末の入れ替えがあり、端末を利用できなかった空白期間があったことは承知していますが、20台を670台に増やしたにも関わらずこの利用数に留まっている状況について、事務局としてはどのように考えていますか。

事務局： 私共といたしましても、端末台数が30倍になったとしても、利用数はそんなに伸びないのではないかと考えておりました。といいますのも、今回閲覧用アプリの配信を行った端末が実験専用の端末というわけではなく、当館にいらっしゃった利用者の方が、通常の検索や閲覧請求、複写請求を行うものとなっています。従いまして、実証実験用コンテンツをご覧になりたいという方だけが使用する端末ではないため、他の事をされてからコンテンツをご覧になるという、優先順位が発生しているのではないかと推測しています。

専門委員： 先ほどの小委員長の報告に追加させていただきます。納本制度自体ではありませんが、納本制度を補完する仕組みといたしまして、公共図書館に電子書籍をサービスする会社が最近増えていますので、例えば、先ほどの保存と利用を分離するという考えに基づいて、利用についてはそのような電子書籍サービスを国会図書館も利用して、そのサービスに含まれる電子書籍については DRM 無しで国会図書館に収めることとすれば、比較的保存と利用を分離しやすくなるのではないかと考えます。

委員： おっしゃるとおり、商業流通している電子出版物は国会図書館内で利用させないということについて、それでも館内で利用したいという来館者に対しては、商業流通しているものを国会図書館が対価を払う形で提供してはどうかといった提案もありました。制度設計をどのように行っていくかということについては今後の課題でもあると考えていますが、いずれにしても、国会図書館における保存と利用者の便宜に、民間のサービスをどのように組み合わせていくかという避け難い課題があり、それに取り組んでいかないといけないと感じました。

委員： 先ほどのお話にもありましたが、利用可能な端末が増えてもそれほど利用実績が増えないということは、結局は国会図書館に漫画を読みに来る人はそれほどいないということだと思いますので、議論の焦点をそこに過剰にあててしまうと、議論の内容が偏ってしまうのではないかと思います。研究者としての立場から言わせていただければ、電子書籍、紙媒体に関わらず、現在の出版状況ではほとんど流通していないような資料というものがある、国会図書館だけが最後の頼りといったところがあります。そういう立場の者にとっては、国会図書館での調査研究のための資料閲覧というのが最後の砦となってくるわけですから、漫画を国会図書

館で読む人というのを念頭に置いて議論して、調査研究者の便宜といえますか、調査研究の発展というものが阻害されてしまうようなことがあっては、国会図書館は何のためにあるのかということになってしまいます。その点をおさえながら議論していただけるとありがたいと思います。

委員： 私は収集保存と利用を分けて検討すべきではないかと考えます。さらに、その利用のあり方に閲覧がデフォルトで含まれているものなのか、むしろ利用の中から閲覧を分けて考えてはどうかと思っています。閲覧のない利用は、まさに国会図書館しかできない仕事であって、例えばビッグデータの解析のための素材提供や、あるいはすべての本を検索可能とするためには、国会図書館によるメタデータの提供があつてのことです。そういったものを提供することは民間の電子図書館サービスにはできない仕事だと思っています。単に閲覧するだけであれば、それは既に民間の図書館サービスとしてあるわけです。国会図書館の仕事として調査研究のためのメタデータ利用というのは素晴らしいことであつて、そのような整理をすべきではないかと考えています。

もう1つ、その議論の前提としての質問になりますが、国会図書館法第21条は、図書資料を「国立国会図書館の建物内で若しくは図書館相互間の貸出しで」利用に供するとありますが、これを読むと、電子書籍が閲覧可能となった場合、図書館間相互貸出しによつても利用されると読めてしまいますが、そのような理解でよろしいのでしょうか。

事務局： まず、第21条の「閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報」というのは、必ずしも私共が収集した情報を指すわけではありません。現状で申し上げますと、契約ジャーナルのような外のデータベースと利用権契約を結んだようなものが入ってきます。従いまして、それを図書館間相互貸出しによつて提供することはあり得ません。この第21条第1項第1号では、すべての資料に条文の後半部分が適用されるわけではなく、利用形態に複数の選択肢があると読んでいただければと思います。

委員： 補足になりますが、メタデータの検索ももちろん必要ですが、資料の閲覧についても、娯楽ではなく調査研究のために必要なことはたくさんありますので、その点についてもご配慮いただければと思います。

会長： そのとおりだと思いますが、制度設計上考えなければならない点もあるかと思っています。先ほどの利用実績の中に雑誌も多くありましたので、どのような雑誌かはわかりませんが、その中に研究者も含まれているかもしれません。

委員： 国会図書館の中で閲覧させるということと、国会図書館が公立図書館に閲覧を任せてしまうということは別の問題だと思っています。国会図書館で閲覧できるようになると、それが公立図書館に流れてしまうおそれがあるから反対だという出版社も多いのではないかと思います。今回は国会図

書館内だけですよね。わざわざ国会図書館まで来るわけですから、そこには意志があると思います。ところが、国会図書館から公立図書館に流れてしまって無断で読まれてしまうということには、国会図書館の意志がないじゃないですか。それを分別できれば、出版社はもっと理解すると思います。

委員： すごく賛成です。

委員： この実験についてお話をうかがっていると、一方で有識者の方々が前向きに議論されていること、それから国会図書館の事務局も大変苦勞されていること、その様子がひしひしと伝わってきます。他方で、日本には非常に多くの出版社があり、ビジネス状況も決して楽ではありませんので、そのとりまとめに、出版界の代表の方々が苦勞するということも大変理解できる場所ではあります。しかし、お話をうかがう限り、実はその差はもう小さいところまで来ているのではないかという気がします。例えば、先ほどのダークアーカイブ、つまり商業流通されていないものは見せればよいではないかということと、一定期間は館内閲覧禁止として、それ以降は館内閲覧させてもよいのではないかということとの差はだいぶ狭くなっているのではないかと感じます。その意味では、ここまでの議論を決して無駄にせずに、アーカイブとしての国会図書館の役割を十全化できるように、何とかその差を埋めていただきたいなと思います。その時に鍵になることが2つあると思います。1つ目は、安心感や信頼を持っていただくためにはどうしたらよいかということだと思います。国会図書館に DRM 無しで渡したら最後、全国に流出してしまうのではないかという恐怖心はやはりあると思います。それに対して、例えば、まずは現行の制度はそういう形にはなっていないこと、著作権法第31条第3項は最初から電子出版物として館に提供されたものに対して適用されるようにはなっていないとの理解や、今後もそういうことは考えていないということ、宣言するということが1つの安心材料になるのではないのでしょうか。もう1つは、国会図書館も税金を使っているのに、税金を使うということが正当化される制度でなければならないという視点だと思います。あまりに収集後の利用が制約されてしまうと、いくら保存と利用が別とはいっても、そのために高額な税金を使えるのかという議論が起きてきてしまうかもしれない。そうすると、肝心のアーカイブの進行が停滞してしまうかもしれない。だから、安心をしていただきつつも、最低限使った税金分の効果はあるなど感じられる制度設計が必要になるだろうと思います。この点で、ダークアーカイブ、つまり商業流通していないものは館内閲覧してよいではないかということに対して、少しだけ懸念を感じるのは、流通しているしていないを誰が把握して、いちいち館内閲覧可能ということにするのか、何十万というコンテンツに対してそれを行えるのかとい

ったことが心配としてはあります。それよりは、一定の期間の間は館内閲覧させないが、この期間以降は館内閲覧させるということで一律の扱いをさせるということも考えられるのかなと思います。最後の部分は私見でございました。

会長： 恐らくこの後の制度設計次第でどのようにもできるかと思います。

委員： 今の議論は国会図書館内の委員の間だけでなく、業界に投げ出して他の話も聞いてみないといけないと思います。私は1つの会社の意見としては言えるが、業界の代表としての意見は言えないと思っている。ここだけで決めるのは、非常に難しいと感じています。正直、恐怖心は本当にあります。

委員： 館内資料となった場合に、法律の仕組みが変わるということについて、将来まで変わらないと保証できるのかという議論になった時に、誰も何も言えないと思います。国会図書館を信頼しているしていないということではなくて、外部要因がどのように働くかが見えないことなんです。その時にどのように法律が変わろうと、ある程度の安心感が得られる仕組みがないか考えた時に、私は基本的に過去のデータはすべてダークアーカイブにして、あくまで保存ということに視点を置くべきだと思いますし、利用については館外のサーバーから手を入れたデータを含めて、積極的に供給して館内利用させる、そうすることでそのサーバーから出ることにはコントロールできますので、業界としてもこの話には乗れるのではないかと考えています。しかし、それでも困ると考えられるのは、例えば医学書のように数ページでも見られると特許に使われるといったことがあります。そういったところには、例えば時間をずらすとか、出版社や著者の判断を入れなくてはならないかなと思います。そういう意味でも、完全にすべてのデータを国会図書館に渡さない方がよいのではないかと考えています。利用について国会図書館の判断に委ねることは、かえって国会図書館に苦勞を掛けてしまうのではないかと考えています。

委員： 著作者側から言いますと、文藝家協会の中でもいろいろな議論があります。作家の立場としては3つ程ありまして、1つは書く表現者としての立場であり、2つ目は読む人であり、3つ目は書いた物によってそれをお金に換えるというものがあります。表現する人として考えると、存在しないことになってしまうことが一番つらいことなわけです。例えば、グーグルの検索対象にならなければ、それは電腦空間に存在しないことと同じでありまして、表現する側としてはどんな形であれ、一般の利用者に対して、自分の表現物は国会図書館の中にあるということを示すことがアイデンティティであって、ビジネスの部分で警戒することによって存在が伏せられてしまうということが書き手にとっては一番つらいことだと思います。そのような著作権者の意思、書き手の意思というものをどのように汲

んでいくのか、もちろん出版社というのは著作権者の代弁をしていただくこともありますけれども、出版社の利害と著作権者の利害は必ずしも一致していませんので、そのような著作者側の意思を汲み上げるような仕組みが必要ではないかと考えています。

委員： 研究者というのは同時に発表者でもありまして、学会もたくさんありますが、学会というのは大体学会誌で採算をとっているようなところもあったのですが、現在は積極的に無料の電子ジャーナルで配信しています。それは、財政的には苦しいのですが、反面、無料で配信してしまった方がアクセス数が増えて、多くの人目に留まるというすごく嬉しいこともあって、学会としてはそのような流れに流れてしまっているという状況もあります。もちろん、出版社の立場としては、ビジネスとしての権利を保護するというのは必要だと思いますが、表現者の意思とどこかでうまく接続できるような制度ができればいいなと思います。

会長： 確かにこの問題は非常にステークホルダーが多いので、その調整は難しいかと思いますが、そのあたりをうまく調整して制度設計をしてもらえればと思います。

委員： この実証実験とはまったく別の論点となりますがよろしいでしょうか。納本制度については国会図書館法第24条第1項に書いてあるわけですが、今、全国公立図書館協議会というところで、全国の公立図書館が地域資料や行政資料、自治体の資料、これをどのように集めているかの調査を行っております。国会図書館は国の機関として、一応この法律によればすべての自治体のすべての資料を納本させることができるとなっているかと思いますが、実際はそうになっていないかと思いますが。そうすると、結局は地域の公共図書館がその地域の公共団体の行政資料なり知識を集めるということになるかと思いますが、その辺の関係を明確にしていきたいと思っています。さらに問題になるのが、現在はインターネットで行政文書が大量に公開されていて、紙の冊子が作られない状況となってきています。これについても、国会図書館としてはWARP等で集めようとしているかとは思いますが、一体どこまでの範囲でどのように行うのかという視点をはっきりさせることが必要かと思いますが。調査を行っていると、今は公立図書館は財政的に極めて厳しいし、人的にもこのようなサービスにきちんと対応できる状況ではありません。そういう意味では国会図書館はしっかりとしたものがあると思うので、国会図書館の視点がある程度明確になっていけば、公共図書館もそれとの関係で自分の図書館のサービスも見えてくるといった相互関係にあると思います。そういった意味では、国会図書館法第25条にある民間の出版物を中心とした議論がずっと行われているかと思いますが、例えば国のものがどうなのか、地方公共団体のものがどうなのかといった議論もどこかの場でしていただければという

希望を持っています。

収集書誌部長： 私共もその点は課題であると思っています。WARP によって、地方公共団体の電子的なホームページ等は収集できる仕組みはできており、加えて印刷資料で刊行されているものについても網羅的に収集するという取り組みを行ってきていますが、現実的にはすべての行政情報を集められているわけではないという状況があります。そのような中、デジタルのものが出てきたという環境において、地方公共団体の負担とならない形で、国民がより幅広い情報を見ることができるような仕組みをどのように作っていくのか、私共もこれから検討を進めていきたいと思っております。

会長： ありがとうございます。その他、全般的に何か御質問はありますか。よろしいでしょうか。

予定されている議題は以上で終了いたしました。何か御意見や御質問はありますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第 28 回納本制度審議会の会次第は全て終了しましたので、これにて散会といたします。

(午後 5 時終了)

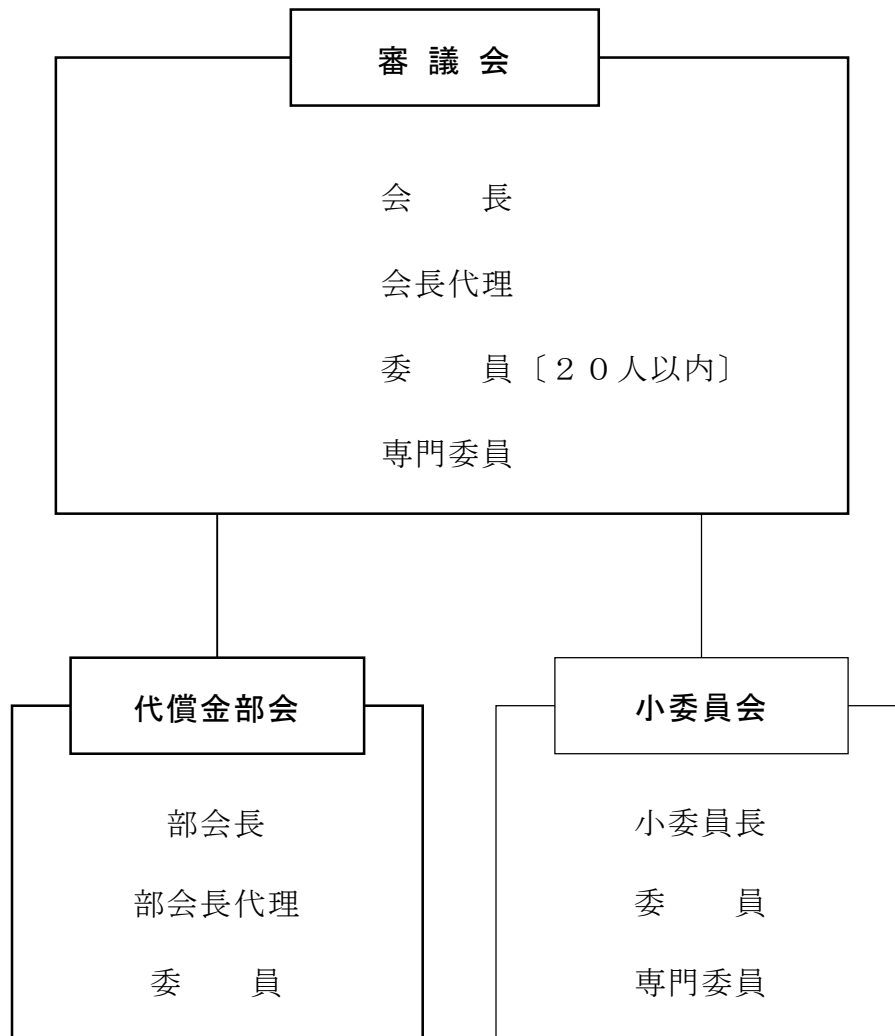
納本制度審議会委員・専門委員名簿（五十音順）
（平成 29 年 7 月 1 日現在）

委 員	うえむら 植村	やしお 八潮	専修大学文学部教授
◆	えがみ 江上	せつこ 節子	武蔵大学社会学部教授
	えんどう 遠藤	かおる 薫	学習院大学法学部教授
◆	おおが 相賀	まさひろ 昌宏	一般社団法人日本書籍出版協会理事長
	かどかわ 角川	つぐひこ 歴彦	株式会社 KADOKAWA 取締役会長
◆	さいとう 斎藤	まこと 誠	東京大学大学院法学政治学研究科教授
◆	しかたに 鹿谷	ふみあき 史明	一般社団法人日本雑誌協会理事長
◆	しげむら 重村	ひろふみ 博文	一般社団法人日本レコード協会会長
	しらいし 白石	こうじろう 興 二郎	一般社団法人日本新聞協会会長
	ながえ 永江	あきら 朗	日本文藝家協会電子書籍出版検討委員会委員長
	なかやま 中山	のぶひろ 信 弘	東京大学名誉教授
◆	ねもと 根本	あきら 彰	慶應義塾大学文学部教授
	のほら 野原	さわこ 佐和子	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授
	ひらばやし 平林	あきら 彰	一般社団法人日本出版取次協会会長
◆	ふくい 福井	けんさく 健 策	弁護士
専門委員	さ さ き 佐々木	りゅういち 隆一	一般社団法人電子出版制作・流通協議会監事
	さんべい 三瓶	とおる 徹	一般社団法人日本電子出版協会事務局長
	ひぐち 樋口	せいいち 清一	一般社団法人日本書籍出版協会事務局長

（委員 15 名、専門委員 3 名）

（注）◆：代償金部会所属委員

納本制度審議会の構成



- (注) 1 審議会 納本制度並びにインターネット資料及びオンライン資料の記録に関する制度に関する重要事項並びに国立国会図書館法第 25 条第 3 項に規定する代償金の額及び同法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額に関する事項について、国立国会図書館長の諮問に応じて調査審議を行い、又は意見を具申する（納本制度審議会規程第 2 条）。
- 2 代償金部会 常設の機関。部会所属委員は館長が指名する。国立国会図書館法第 25 条第 3 項に規定する代償金の額及び同法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額に関する事項を担当する（納本制度審議会規程第 7 条）。
- 3 小委員会 審議会の会長が特定の事項を調査審議するため必要があると認めるときに設置する。小委員会に属すべき審議会委員・専門委員は、会長が指名する（納本制度審議会議事運営規則第 10 条）。

オンライン資料の補償に関する小委員会の設置について（案）

前期に引き続き、納本制度審議会議事規則第 10 条第 1 項に基づき、オンライン資料の補償に関する小委員会を設置する。調査審議事項は、以下のとおりとする。

（例示）

- (1) 制度収集の対象となる資料の範囲（専用端末型資料や非ダウンロード型資料の扱い等）
- (2) 政策的補償として金銭による補償を行うことの可否
- (3) 金銭以外の政策的補償あるいはインセンティブの有無
- (4) 制度収集と合わせて実施すべき効果的な収集方法の有無
- (5) DRM の扱いとそれに対する補償の要否、補償が必要な場合その金額
- (6) 納入手続に対する補償の要否、補償が必要な場合その金額
- (7) その他の補償に当たっての政策的、法的、技術的事項

(参考) これまでの調査審議経過

- 第 21 回納本制度審議会（平成 23 年 9 月 20 日）

平成 23 年 9 月 20 日付け諮問「平成 22 年 6 月 7 日付け納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」の審議にあたり、審議会が必要とする専門的事項を調査審議するため、納本制度審議会議事運営規則第 10 条の規定に基づき、オンライン資料の補償に関する小委員会を設置。
- ◇ 平成 23 年度第 1 回オンライン資料の補償に関する小委員会（平成 23 年 10 月 20 日）
- ◇ 平成 23 年度第 2 回オンライン資料の補償に関する小委員会（平成 23 年 11 月 22 日）

- 第 22 回納本制度審議会（平成 24 年 3 月 6 日）

オンライン資料の補償に関する小委員会における調査審議の経過及び中間報告書に関する報告について了承。

当該報告に基づき、納本制度審議会中間答申「オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」を決定。

平成 23 年 9 月 20 日付け諮問「平成 22 年 6 月 7 日付け納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」について、納本制度審議会及び当該小委員会で引き続き検討を継続することを確認。

- 第 24 回納本制度審議会（平成 25 年 7 月 23 日）

平成 25 年 7 月 1 日付で第 8 期納本制度審議会委員が新たに委嘱されたのに伴い、小委員会に所属する委員及び専門委員並びに小委員長が指名された。
- ◇ 平成 25 年度第 1 回オンライン資料の補償に関する小委員会（平成 25 年 9 月 19 日）
- ◇ 平成 25 年度第 2 回オンライン資料の補償に関する小委員会（平成 26 年 3 月 13 日）
- ◇ 平成 26 年度第 1 回オンライン資料の補償に関する小委員会（平成 27 年 3 月 12 日）

○ 第 25 回納本制度審議会（平成 27 年 3 月 25 日）

第 24 回納本制度審議会以降に開催された 3 回の小委員会の経過について、小委員長より報告があった。3 回の会議では、有償又は DRM 付きのオンライン資料の制度収集に先立ち、実証実験を行うことが主な論点となった。実証実験の成果を踏まえ、有償又は DRM 付きのオンライン資料の収集制度化の検討を進めることを確認した。

○ 第 26 回納本制度審議会（平成 27 年 9 月 4 日）

平成 27 年 7 月 1 日付で第 9 期納本制度審議会委員が新たに委嘱されたのに伴い、小委員会に所属する委員及び専門委員並びに小委員長が指名された。

◇ 平成 27 年度第 1 回オンライン資料の補償に関する小委員会（平成 28 年 3 月 23 日）

○ 第 27 回納本制度審議会（平成 28 年 3 月 23 日）

同日に開催された小委員会の経過について、小委員長より報告があった。小委員会では、平成 27 年 12 月から開始された電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業について、認知度の向上、利用者ニーズの把握、ビジョンの共有を図り、コンテンツを充実させて利用を促進することが重要であることを確認し、今後実証実験事業を着実に進めることで了解が得られた。

◇ 平成 28 年度第 1 回オンライン資料の補償に関する小委員会（平成 29 年 3 月 16 日）

○ 第 28 回納本制度審議会（平成 29 年 3 月 16 日）

同日に開催された小委員会の経過について、小委員長より報告があった。小委員会では、館によるオンライン資料の保存と利用の在り方、DRM の取扱い等について議論され、今後も実証実験事業を着実に進めることで了解が得られた。

資料別納入実績（最近 3 年間）

（図書）

単位：冊

年度	官庁出版	民間出版	計
平成 26 年度	33,452	121,016	154,468
平成 27 年度	35,068	123,438	158,506
平成 28 年度	33,966	115,565	149,531

（パッケージ系電子出版物*）

単位：点

年度	官庁出版	民間出版	計
平成 26 年度	3,481	24,388	27,869
平成 27 年度	2,452	20,503	22,955
平成 28 年度	2,251	26,034	28,285

*ビデオ・ディスク、音楽CD、光ディスクなどが含まれる。

（逐次刊行物*）

単位：点

年度	官庁出版	民間出版	計
平成 26 年度	85,789	329,481	415,270
平成 27 年度	80,926	323,985	404,911
平成 28 年度	84,083	323,789	407,872

*逐次刊行物のほかに地図、静止画等を含む。

納入出版物代償金 予算額と支出実績（最近 5 年間）

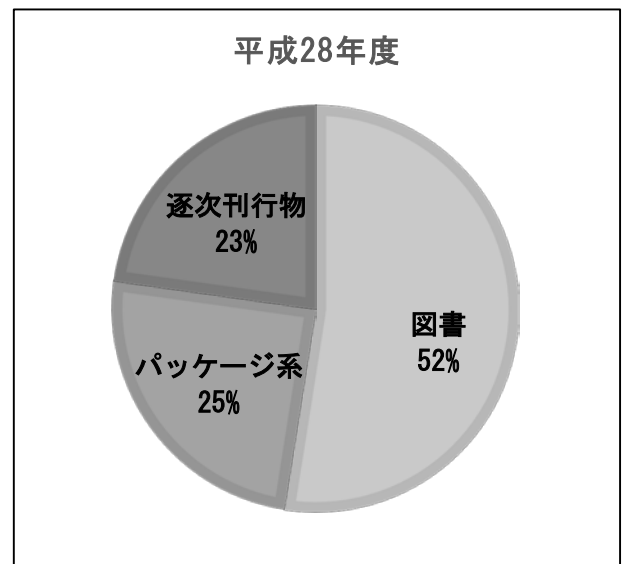
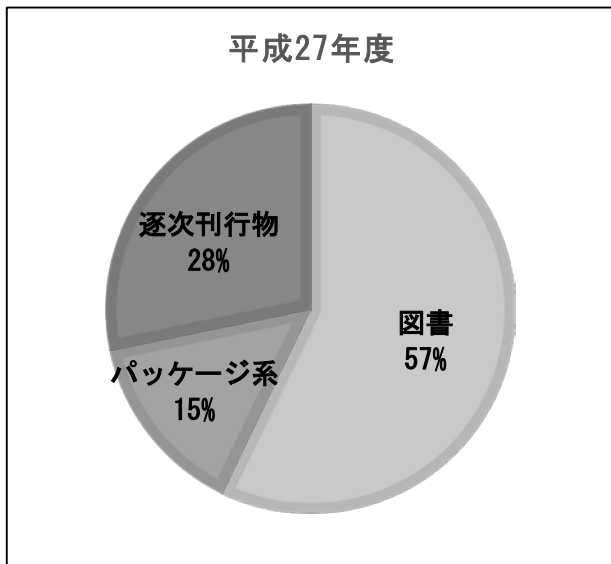
単位：円

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	390,249,000	390,249,000	390,249,000	390,249,000	390,249,000	390,248,000
支出実績	390,247,115	390,247,156	390,247,280	390,247,876	390,246,792	-

【参考】平成 27・28 年度代償金支出実績（資料別内訳）

単位：円

	平成 27 年度	平成 28 年度
図書	223,027,744	204,801,965
パッケージ系	56,995,665	96,520,105
逐次刊行物	110,224,467	88,924,722
計	390,247,876	390,246,792



電子書籍・電子雑誌収集 実証実験事業について (平成30年1月)

国立国会図書館
収集書誌部

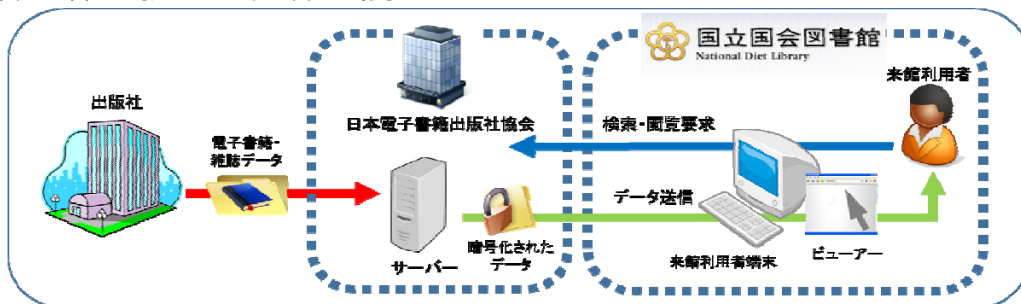


1 実証実験の概要

- ビジネス状況や技術動向を踏まえた実効性のある法制度の設計を行うことを目的として、著作者様、出版社様の御理解と御協力を得て、技術面など残る課題を着実に解決するために実証実験を実施
- 目的
 - (1) 電子書籍・電子雑誌の収集及び長期的な保管・利用の技術的検証（DRM、ファイル・フォーマット等）
 - (2) 国立国会図書館内で電子書籍・電子雑誌を閲覧に供することによる電子書籍・電子雑誌ビジネスへの影響の検証や納入時の費用の調査分析（補償）
- 2段階に分けて実施、日本電子書籍出版社協会（EBPAJ）に委託、平成27年12月開始（第1段階は最長3年間）

1 実証実験の概要（第1段階）

- EBPAJが用意するサーバから国立国会図書館施設内の来館利用者端末への配信による電子書籍・電子雑誌の利用実験、電子書籍・電子雑誌の保管に係る技術的要件の調査

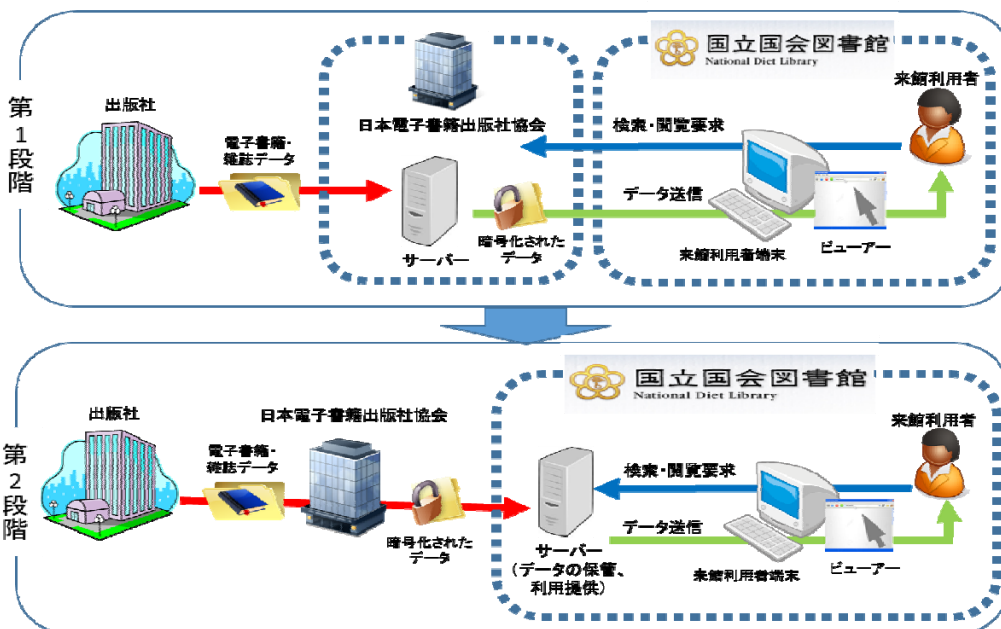


- システムは「電子文庫パブリ」の仕組みを実証実験用にカスタマイズ
- 利用実験での主な検証事項

電子書籍・電子雑誌の閲覧上の課題の検証、実証実験中の利用データを通じた、国立国会図書館内での利用方法、利用者ニーズ等の分析とそれによる電子書籍・電子雑誌ビジネスへの影響の評価

1 実証実験の概要（第2段階）

- 収集した電子書籍・電子雑誌を国立国会図書館の管理するサーバに保管する実験と保管した電子書籍・電子雑誌を利用する実験を想定



2 実施状況

□ 収集状況（平成29年12月19日現在）

コンテンツ数：3,807点

ジャンル：

フィクション、ノンフィクション、実用書、児童書、写真集、コミック、雑誌等

出版社数：37社

朝日出版社、朝日新聞出版、NHK出版、学研ホールディングス、KADOKAWA、河出書房新社、幻冬舎、講談社、光文社、CCCメディアハウス、実業之日本社、集英社、主婦の友社、小学館、祥伝社、新潮社、世界文化社、大和書房、筑摩書房、中央公論新社、東京書籍、東洋経済新報社、徳間書店、PHP研究所、扶桑社、双葉社、ぶんか社、文藝春秋、丸善出版、岩崎書店、ポット出版、ダイヤモンド社、近代文藝社、まむかいブックスギャラリー、イーブックジャパン、第一法規、ポイジャー

ファイル形式：EPUB（リフロー、固定レイアウト）PDF

2 実施状況

□ 閲覧アプリ配信端末数

約730台

□ 端末設置場所

東京本館、関西館及び国際子ども図書館

□ 端末種別

一般利用者用のKSS端末

カウンター職員用端末

（端末は専用端末ではなく、その他各種のDBも利用可能）

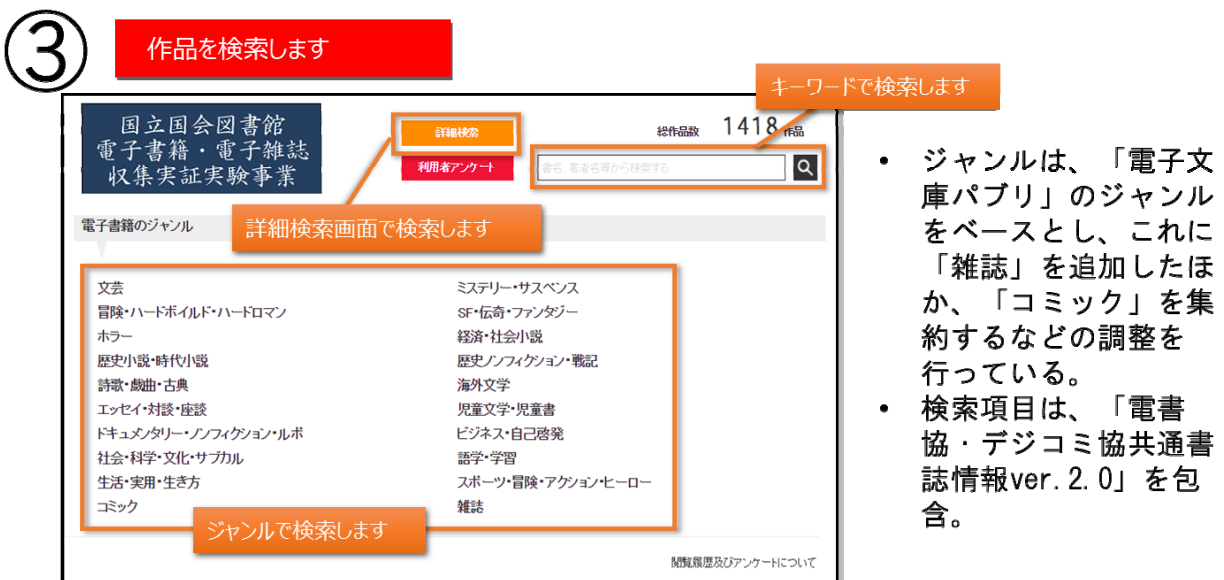
2 実施状況

□ 利用画面



2 実施状況

□ 実証実験のトップページ



2 実施状況

□ 検索結果一覧及び詳細画面

④

⑤

検索結果一覧から
作品を選択します

「この本を読む」ボタンを
クリックすると作品を
閲覧することができます

- ・ 閲覧のみ
- ・ 閲覧の都度ダウンロードし、閲覧終了後に消去
- ・ 複写機能なし
- ・ 同時アクセス制御

2 実施状況

□ 閲覧ビューア画面

⑥

目次、ブックマーク、マーカー
コメントの一覧表示

全画面モードへの切替

現在のページ位置

ブックマークの挿入

本文中の文字検索

ページ早送りバー

3 利用状況（ログ分析）

（1）閲覧回数の月別推移

①平成27年12月1日～平成28年9月30日（20台）

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
東京本館	213	126	110	154	82	171	167	145	136	111	1,415
関西館	34	34	36	53	11	24	12	4	5	9	222
計	247	160	146	207	93	195	179	149	141	120	1,637

②平成28年9月23日～平成29年3月31日（671～719台）

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
東京本館	140	228	286	215	213	477	694	2,253
関西館	31	37	24	25	24	43	83	267
子ども図書館	3	0	0	0	4	2	19	28
計	174	265	310	240	241	522	796	2,548

3 利用状況（ログ分析）

（1）閲覧回数の月別推移

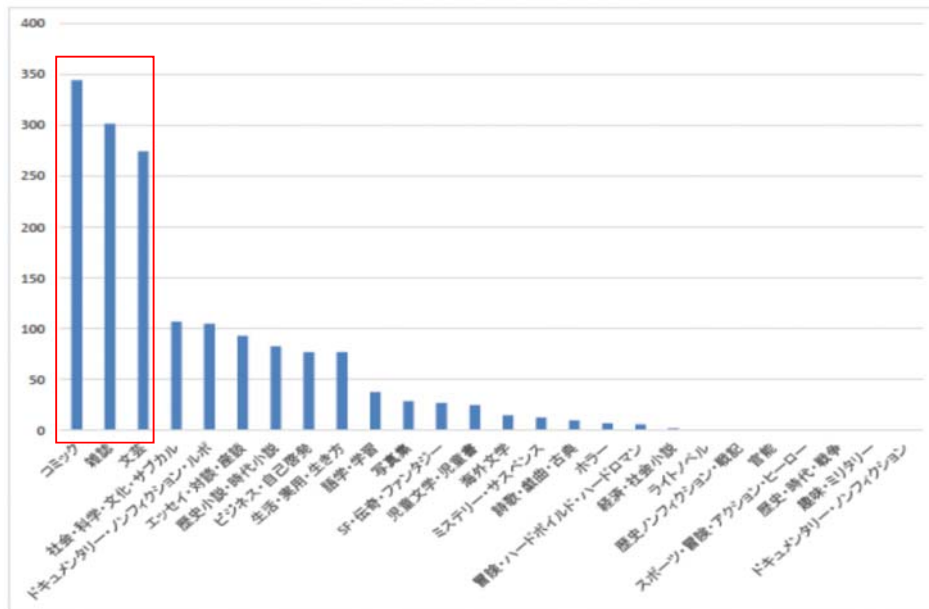
③平成29年4月1日～平成29年12月31日（731台）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	累計
東京本館	631	653	606	613	785	757	532	697	574				5,848	9,516
関西館	47	80	54	123	65	65	97	87	62				680	1,169
子ども図書館	4	0	26	10	4	11	0	3	0				58	86
計	682	733	686	746	854	833	629	787	636				6,586	10,771

3 利用状況（ログ分析）

(2) ジャンル毎の閲覧回数

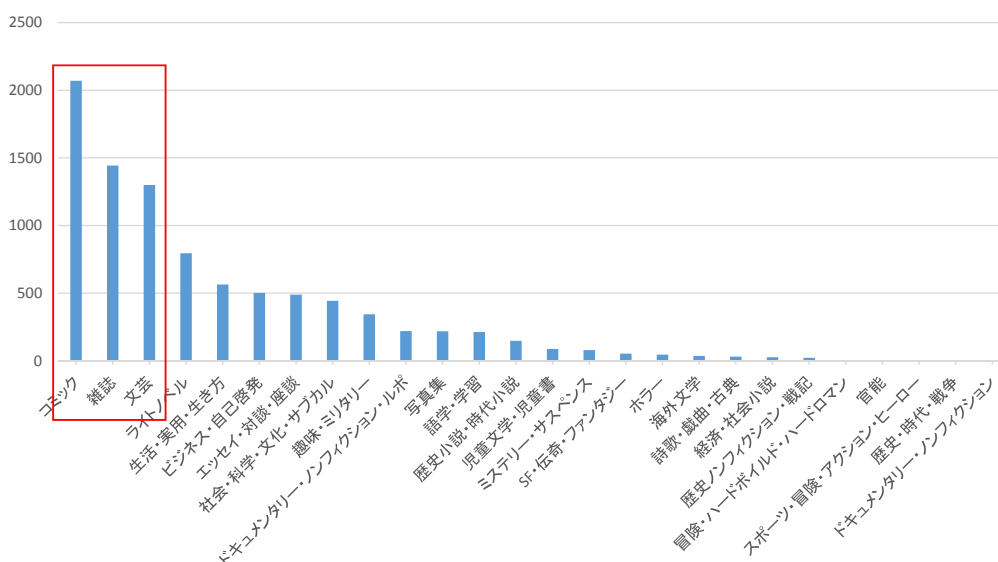
①平成27年12月1日～平成28年9月30日（20台）



3 利用状況（ログ分析）

(2) ジャンル毎の閲覧回数

②平成28年9月23日～平成29年12月31日（671～731台）



3 利用状況（ログ分析）

(3) コンテンツ毎の閲覧回数（上位）

①平成27年12月1日～平成28年9月30日（20台）

項番	タイトル	ジャンル	回数
1	ウロボロス—警察ヲ裁クハ我ニアリ— 1巻	コミック	27
2	BTOOOM! 1巻	コミック	22
3	静かなるドン(1)	コミック	21
4	「おつかれさま」を英語で言いたくないですか？	文芸	18
5	東京 五つ星の甘味処	雑誌	15
6	FEEL YOUNG 2015年1月号【期間限定】	雑誌	14
7	【カラー版】アヘン王国潜入記	エッセイ・対談・座談	13
8	三国志(一)	歴史小説・時代小説	12
9	三国志(四)	歴史小説・時代小説	12
10	芥川賞全集 第一巻	文芸	11
11	GoodsPress2015年11月号	雑誌	11
12	アダルト系	ドキュメンタリー・ノンフィクション・ルポ	11
13	アザラシの赤ちゃん	文芸	10
14	三国志(二)	歴史小説・時代小説	10
15	潮目 フシギな震災資料館	写真集	10
16	LANDSCAPE DESIGN 場を創る	写真集	10
17	あの戦争と日本人	ドキュメンタリー・ノンフィクション・ルポ	9
18	AFRICA	写真集	9
19	こちら凡人組 1	コミック	8
20	日本のいちばん長い日(決定版) 運命の八月十日	ドキュメンタリー・ノンフィクション・ルポ	8

3 利用状況（ログ分析）

(3) コンテンツ毎の閲覧回数（上位）

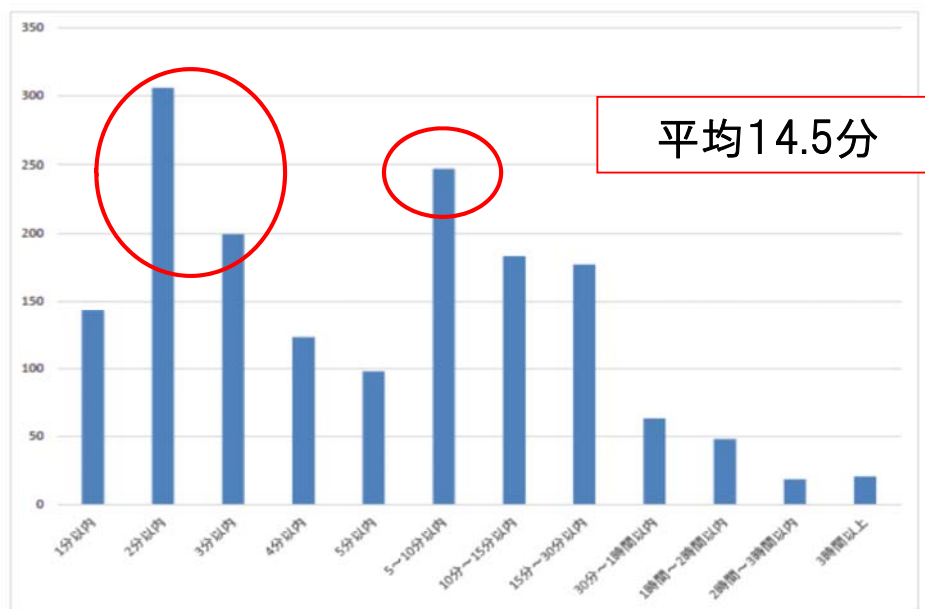
②平成28年9月23日～平成29年12月31日（671～731台）

項番	タイトル	出版社	ジャンル	回数
1	必笑小咄のテクニク	集英社	エッセイ・対談・座談	114
2	かりあげクン 1	双葉社	コミック	111
3	あなたがきらめくエコ活！	東京書籍	文芸	95
4	AFRICA	近代文藝社	写真集	93
5	武林クロスロード	小学館	ライトノベル	88
6	東京タワー—たもとのお寿司屋さん	まむかいブックスギャラリー	エッセイ・対談・座談	87
7	BTOOOM! 1巻	新潮社	コミック	85
8	傷のあるリンゴ	東京書籍	文芸	67
9	LANDSCAPE DESIGN 場を創る	イーブックイニシアティブジャパン	写真集	65
10	静かなるドン(1)	実業之日本社	コミック	64
11	沖縄の島へ全部行ってみたサー	東京書籍	雑誌	60
12	潮目 フシギな震災資料館	ポット出版	写真集	60
13	Gift with BIKE：自転車私が私にくれた贈りもの	まむかいブックスギャラリー	エッセイ・対談・座談	58
14	ウロボロス—警察ヲ裁クハ我ニアリ— 1巻	新潮社	コミック	56
15	偽る神のスパイバー	小学館	ライトノベル	53
16	美味しい話にや肴あり 1巻	ぶんか社	コミック	49
17	織田信長 小学館版 学習まんが人物館	小学館	趣味・ミラター	47
18	BTOOOM! 19巻	新潮社	コミック	45
19	とらぶるニャンコ 1	ぶんか社	コミック	44
20	学習まんが 少年少女日本の歴史1 日本の誕生 —旧石器・縄文・弥生時代—	小学館	趣味・ミラター	43

3 利用状況（ログ分析）

(4) コンテンツ閲覧時間

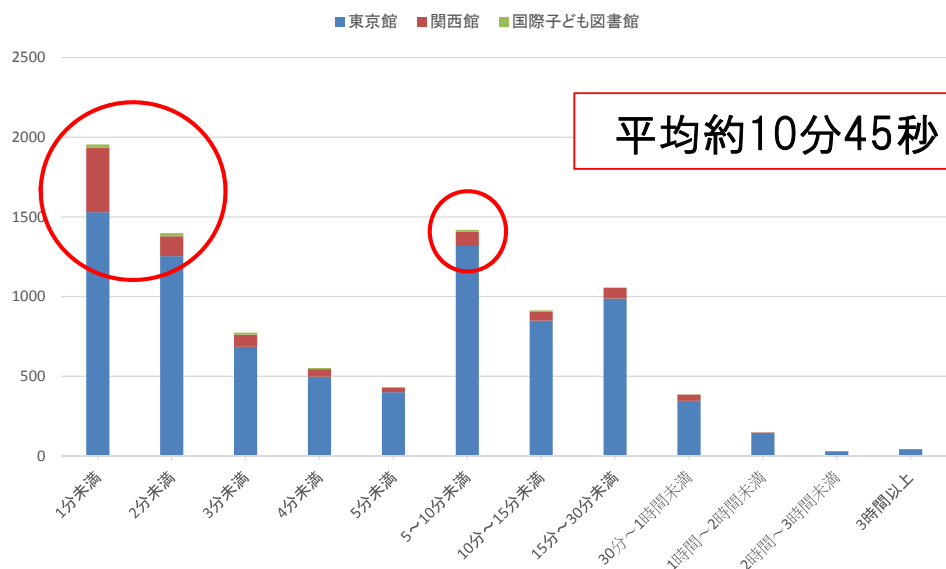
①平成27年12月1日～平成28年9月30日（20台）



3 利用状況（ログ分析）

(4) コンテンツ閲覧時間

②平成28年9月23日～平成29年12月31日（671～731台）



4 利用状況（アンケート集計）

□ 利用者アンケート集計結果

集計期間：平成27年12月1日～平成29年12月31日

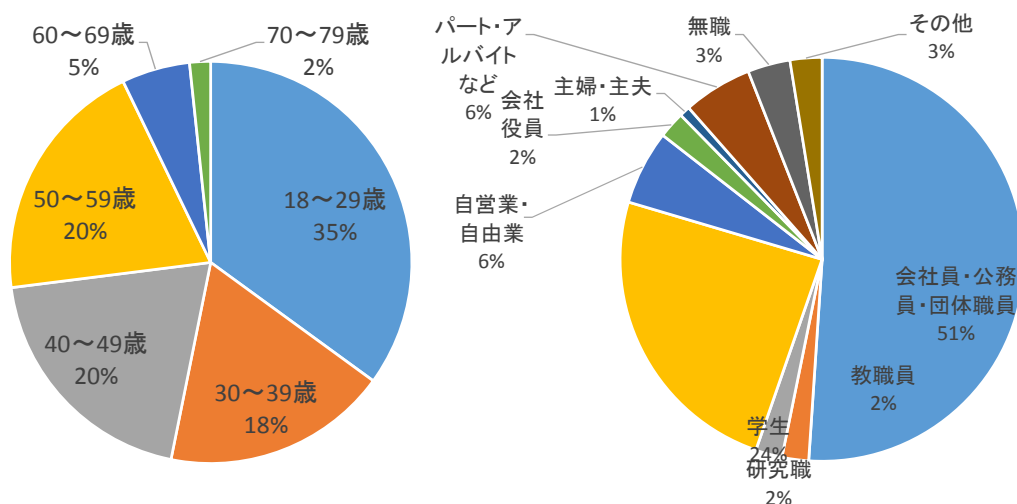
集計数：239人（ウェブ189人、紙50人）

項目数：17問

- Q1 あなたの年齢をお答えください
- Q2 あなたの職業をお答えください
- Q3.1 電子書籍の館内閲覧について評価してください - 電子書籍作品の検索方法
- Q3.2 電子書籍の館内閲覧について評価してください - 電子書籍閲覧ビューア全般の読みやすさ
- Q3.3.1 電子書籍の館内閲覧について評価してください - 電子書籍閲覧ビューアの機能 - 文字サイズの変更機能
- Q3.3.2 電子書籍の館内閲覧について評価してください - 電子書籍閲覧ビューアの機能 - 書体(フォント)の変更機能
- Q3.3.3 電子書籍の館内閲覧について評価してください - 電子書籍閲覧ビューアの機能 - 本文内のテキスト検索
- Q4 館内での電子書籍閲覧をどのくらい利用しましたか？
- Q5 今回の来館で閲覧した電子書籍の冊数を教えてください
- Q6 館内での電子書籍閲覧において、あった方が良い機能をお答えください
- Q6.1 館内での電子書籍閲覧において、あった方が良い機能をお答えください - 「その他」の回答
- Q7 電子書籍を読んだことがありますか？
- Q8 電子書籍の読書頻度をお答えください
- Q9 電子書籍を購入したことはありますか？
- Q10 電子書籍に興味を持ちましたか？
- Q10.1 電子書籍に興味を持ちましたか？ - 「その他」の回答
- Q11 国立国会図書館内の電子書籍閲覧における、ご意見・ご感想をお聞かせください

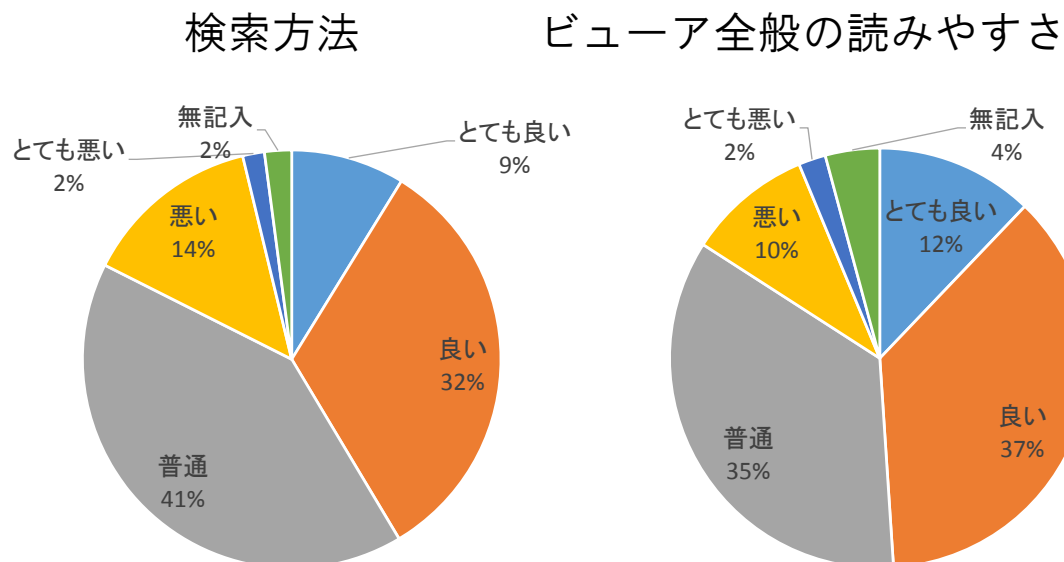
4 利用状況（アンケート集計）

(1) 属性（年齢・職業）



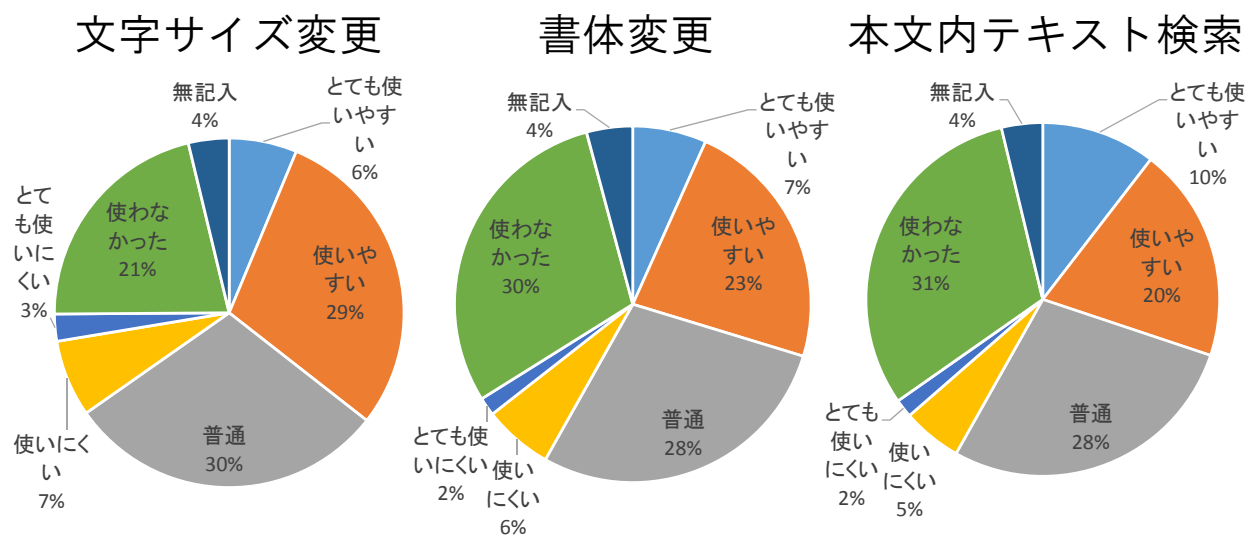
4 利用状況（アンケート集計）

(2) 機能評価（とてもよい、よい、普通、悪い、とても悪い）



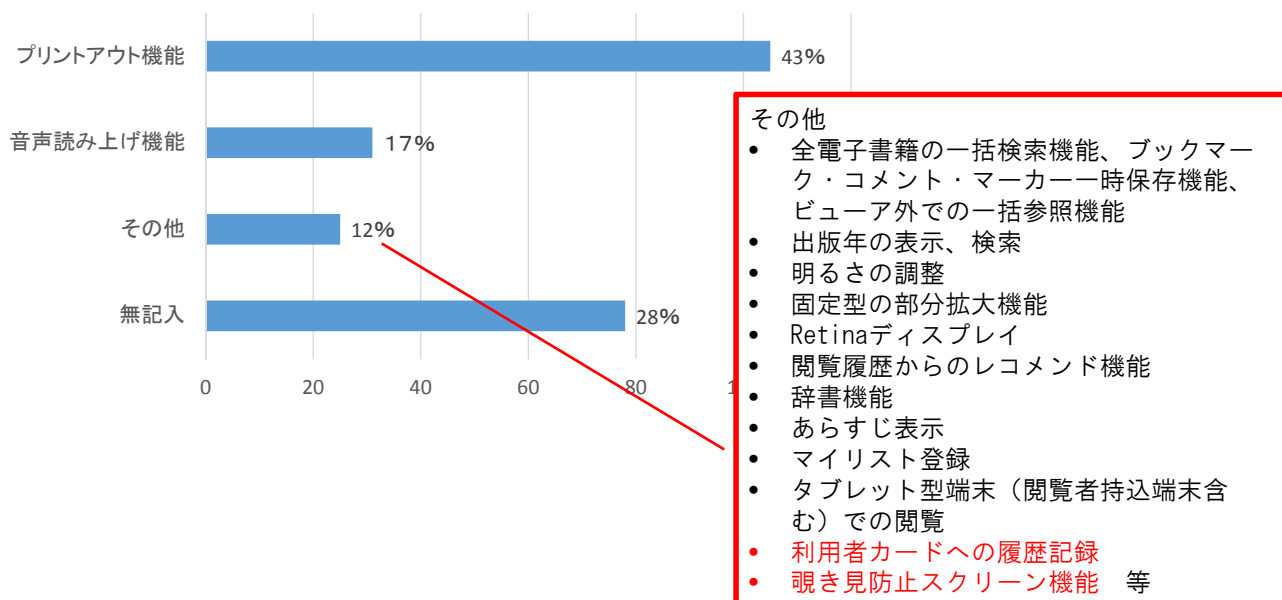
4 利用状況（アンケート集計）

(3) 閲覧ビューアの機能評価（とても使いやすい、使いやすい、普通、使いにくい、とても使いにくい、使わなかった）



4 利用状況（アンケート集計）

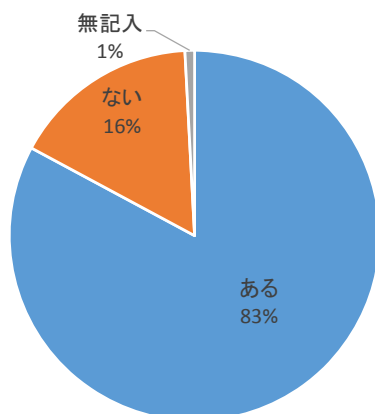
（4）欲しい機能（複数回答）



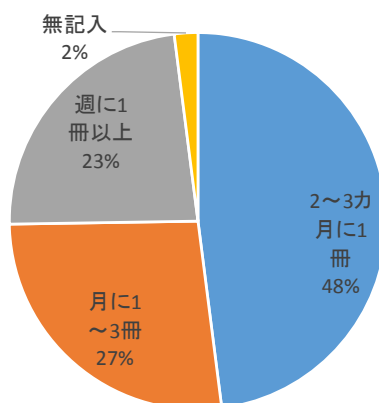
4 利用状況（アンケート集計）

（5）電子書籍の読書経験・頻度

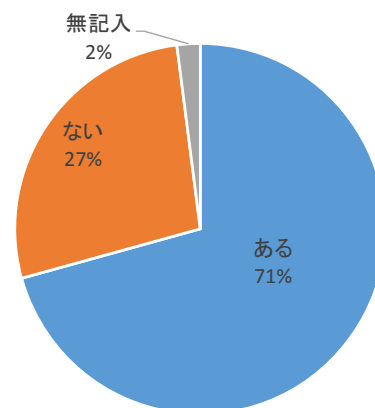
読んだ経験の有無



読書頻度



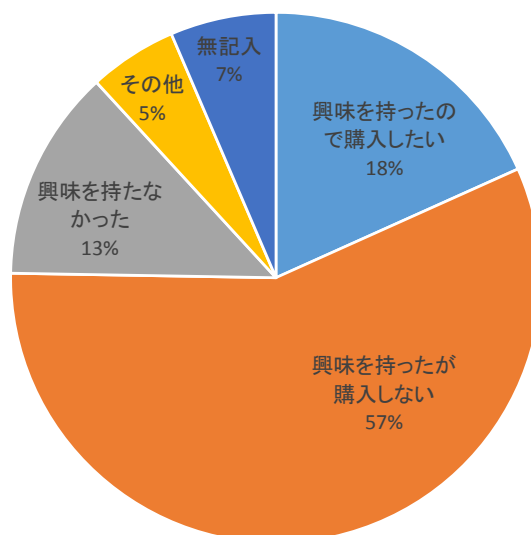
購入経験の有無



4 利用状況（アンケート集計）

（6）電子書籍への興味

（読んだり購入したことがない回答者が対象）



4 利用状況（アンケート集計）

（7）主な意見・感想

使いやすさ、機能	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> ビューアは読みやすい。クオリティが高い。（複数）<input type="checkbox"/> ダウンロード時間を短縮してほしい。（複数） ダウンロードに何分かかるか事前に知りたい。<input type="checkbox"/> 検索結果に表紙の書影があり、とてもわかりやすい。<input type="checkbox"/> ジャンル分けがわかりにくい。将来的にはしっかりとした検索機能がほしい。<input type="checkbox"/> 文字拡大、フォント変換など便利な機能に気付かなかった。（複数）<input type="checkbox"/> 電子書籍の特徴を知らない人向けにわかりやすい画面にするのがよい。<input type="checkbox"/> テキスト検索が使いにくい。選択すると検索結果が消えてしまう。<input type="checkbox"/> 文字サイズが小さい。<input type="checkbox"/> 検索精度が低い。（複数）<input type="checkbox"/> 電子書籍は閲覧申込みをせず、すぐに読めるところがよい。<input checked="" type="checkbox"/> 検索機能をNDL-OPACと統合してほしい。
端末	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> デスクトップPCの液晶モニターでの長時間の読書はつらい。（複数）<input type="checkbox"/> デスクトップPCの台数不足が心配。（複数）<input type="checkbox"/> タブレット端末等での利用を考えてほしい。（複数）<input type="checkbox"/> 縦型画面の端末を増やしてほしい。<input type="checkbox"/> タッチパネル型でクリック音がしないような端末が望ましい。

4 利用状況（アンケート集計）

（7） 主な意見・感想

コンテンツ	<ul style="list-style-type: none">□ ジャンルを含めて興味がある本がそろっている気がする。□ コンテンツ数が少なく、判断しづらい。目的のものが見つからない。充実を期待する。（複数）□ 何が読めるのかがわからない。リストがあれば便利。（複数）□ 電子版のみの書籍の保存は特に重要で、国立国会図書館が十分な役割を果たすべき。（複数）□ 個人出版物も収集してほしい。□ 版違いも収集してほしい。□ 電子雑誌のジャンル等を拡大してほしい。
その他	<ul style="list-style-type: none">□ 個人情報と履歴が結びつくのではないかと不安感がある。□ 国立国会図書館での取組をもっと宣伝すべき。（複数）□ 図書カウンターで借りなくてもすぐ見られるのがよい。内容を確認するにはPDFでもよいのではないか。□ デジタル媒体は管理・保管が容易で、閲覧に適している。紙の本の傷み防止になる。□ マンガや娯楽誌の閲覧に寄与している感は否めない。

（参考）

□ 実証実験事業第1段階会議（有識者会議）

- 制度化の要件検討のために必要な電子書籍に係る動向等の調査研究、実証実験に対する助言
 - ・ 収集対象（電子書籍の作成・流通の状況、セルフパブリッシングの状況等）
 - ・ 収集方法（電子書籍ファイルの保管・管理状況、電子書籍の販売方法、電子書籍の制作・流通に係る費用等）
 - ・ 整理・組織化（電子書籍の書誌データ、識別子等）
 - ・ 保存（電子書籍の長期利用に向けた取組等）
 - ・ 利用・提供（電子書籍貸出サービスのビジネスモデル、アクセシビリティ）

□ 実証実験事業連絡会議

- 参加出版社との連絡調整、実証実験の進捗報告・フィードバック

国立国会図書館法（抄）

（昭和二十三年二月九日法律第五号）

改正	昭和三十四年	六月	六日法律第九十四号
	同	三十年	一月二十八日同 第三号
	平成	六年	七月 一日同 第八十二号
	同	十一年	四月 七日同 第三十一号
	同	十二年	四月 七日同 第三十七号
	同	十四年	三月三十一日同 第六号
	同	十六年	十二月 一日同 第四百十五号
	同	十七年	四月 十三日同 第二十七号
	同	十七年	七月 六日同 八十二号
	同	十七年	十月二十一日同 百二号
	同	十九年	三月三十一日同 十号
	同	十九年	三月三十一日同 十六号
	同	十九年	六月 六日同 七十六号
	同	十九年	六月 十三日同 八十二号
	同	十九年	六月 二十七日同 百号
	同	二十年	四月二十五日同 二十号
	同	二十一年	三月三十一日同 十号
	同	二十一年	七月 十日同 七十三号
	同	二十三年	五月 二日同 三十九号
	同	二十四年	六月二十二日同 三十二号
	同	二十六年	五月二十一日同 四十号
	同	二十八年	五月 十八日同 四十号
	同	二十八年	十一月二十八日同 八十九号

第一章 設立及び目的

（略）

第二条 国立国会図書館は、図書及びその他の図書館資料を蒐集し、

国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供することを目的とする。

（略）

第八章 一般公衆及び公立その他の図書館に対する奉仕

第二十一条 国立国会図書館の図書館奉仕は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、両議院、委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本国民がこれを最大限に享受することができるようにしなければならない。この目的のために、館長は次の権能を有する。

- 一 館長の定めるところにより、国立国会図書館の収集資料及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を、国立国会図書館の建物内で若しくは図書館相互間の貸出で、又は複写若しくは展示によつて、一般公衆の使用及び研究の用に供する。かつ、時宜に応じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。

（略）

第十章 国、地方公共団体、独立行政法人等による出版物の

納入

第二十四条 国の諸機関により又は国の諸機関のため、次の各号のいずれかに該当する出版物（機密扱いのもの及び書式、ひな形そ

の他簡易なものを除く。以下同じ。)が発行されたときは、当該機関は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、館長の定めるところにより、三十部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

- 一 図書
 - 二 小冊子
 - 三 逐次刊行物
 - 四 楽譜
 - 五 地図
 - 六 映画フィルム
 - 七 前各号に掲げるもののほか、印刷その他の方法により複製した文書又は図画
 - 八 蓄音機用レコード
 - 九 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物
- ② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。
- 一 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人

二 国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

三 特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。)のうち、別表第一に掲げるもの

③ 前二項の規定は、前二項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。ただし、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又は変更がなく、かつ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。

第二十四条の二 地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。)(これらに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。)(の機関にあつては五部以下の部数を、町村(これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。)(の機関にあつては三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定す

る目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項に規定する港務局

二 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社

三 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社

四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社

五 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

六 特殊法人等のうち、別表第二に掲げるもの
③ 前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

第十一章 その他の者による出版物の納入

第二十五条 前二条に規定する者以外の者は、第二十四条第一項に規定する出版物を発行したときは、前二条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、発行の日から三十日以内に、最良版の完全なものの一部を国立国会図書館に納

入しなければならない。但し、発行者がその出版物を国立国会図書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

② 第二十四条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとする。

③ 第一項の規定により出版物を納入した者に対しては、館長は、その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を、その代償金として交付する。

第二十五条の二 発行者が正当の理由がなくて前条第一項の規定による出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小売価額（小売価額のないときはこれに相当する金額）の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

② 発行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に対し科する。

第十一章の二 国、地方公共団体、独立行政法人等のインタ

ーネット資料の記録

第二十五条の三 館長は、公用に供するため、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、

映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたものをいう。以下同じ。）を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

② 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、自らが公衆に利用可能とし、又は自らがインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされているインターネット資料（その性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、前項の目的の達成に支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除く。次項において同じ。）について、館長の定めるところにより、館長が前項の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならない。

③ 館長は、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者に対し、当該者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、第一項の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるものに該当するものについて、国立国会図書館に提供できるよう求めることができる。この場合において、当該者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

第十一章の三 オンライン資料の記録

第二十五条の四 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外

の者は、オンライン資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるものうち、図書又は逐次刊行物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。）に相当するものとして館長が定めるものをいう。以下同じ。）を公衆に利用可能とし、又は送信したときは、前条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、館長の定めるところにより、当該オンライン資料を国立国会図書館に提供しなければならない。

② 前項の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。

一 館長が、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者から、当該者が公衆に利用可能とし、又は送信したオンライン資料を、前項の規定による提供を経ずに、館長が国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することを求める旨の申出を受け、かつ、これを承認した場合

二 オンライン資料の内容がこの条の規定により前に収集されたオンライン資料の内容に比し増減又は変更がない場合

三 オンライン資料の性質及び公衆に利用可能とされ、又は送信された目的に鑑み前項の目的の達成に支障がないと館長が認めた場合

四 その他館長が特別の事由があると認めた場合

③ 館長は、第一項の規定による提供又は前項第一号の承認に係るオンライン資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

④ 第一項の規定によりオンライン資料を提供した者（以下この項において「提供者」という。）に対しては、館長は、その定めるところにより、同項の規定による提供に関し通常要すべき費用に相当する金額を交付する。ただし、提供者からその交付を要しない旨の意思の表明があつた場合は、この限りでない。

(略)
附 則（平成十二年四月七日法律第三十七号）抄

2 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十四条第一項第六号に該当する出版物については、当分の間、館長の定めるところにより、同条から第二十五条までの規定にかかわらず、その納入を免ずることができる。

(略)

附 則（平成十六年十二月一日法律第四百十五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。「以下略」

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に発行された出版物の納入については、なお従前の例による。

(略)

附 則（平成十七年七月六日法律第八十二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。「以下略」

附 則（平成十七年十月二十一日法律第百二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。「以下略」

(施行の日)平成十九年十月一日)

附 則（平成十九年三月三十一日法律第十号）

(略)

1 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。「以下略」

2 この法律の施行前に国立国会図書館が寄贈又は遺贈を受けた出版物に係るこの法律による改正前の国立国会図書館法第二十五条第四項に規定する全日本出版物の目録であつて出版されたものの送付については、なお従前の例による。

附 則（平成十九年三月三十一日法律第十六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、附則第四条第一項及び第五項、附則第五条から第十

二条まで並びに附則第十三条第二項から第四項までの規定

平成十九年十月一日

二 「略」

附 則（平成十九年六月六日法律第七十六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。「以下略」

（政令で定める日）平成二十年一月一日

附 則（平成十九年六月十三日法律第八十二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条並びに附則第七条、第八条、第十六条、第二十一条から第二十四条まで、第二十九条、第三十一条、第三十三条、第三十五条及び第三十七条の規定 平成二十年一月三十一日までの間において政令で定める日

（政令で定める日）平成十九年十月一日

- 二 第四条並びに附則第十四条、第十五条、第十七条、第二十五条から第二十八条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条、第三十六条及び第三十八条の規定 平成二十年四月三十日までの間において政令で定める日

（政令で定める日）平成二十年四月一日

附 則（平成十九年六月二十七日法律第百号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内

において政令で定める日から施行する。

（政令で定める日）平成十九年八月十日

（旧法の効力）

第二条 この法律による廃止前の総合研究開発機構法（以下「旧法」という。）の規定による総合研究開発機構であつてこの法律の施行の際現に存するもの（以下「機構」という。）については、旧法（第三条、第四条第二項から第六項まで及び第二章の規定を除く。以下同じ。）の規定は、この法律の施行の日から機構が解散をする場合にあつてはその清算結了の登記の時、次条に規定する組織変更をする場合にあつてはその組織変更の効力が生ずる時までの間（以下「旧法適用期間」という。）は、なおその効力を有する。

（国立国会図書館法等の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条 附則第三十一条及び附則第三十二条の規定による改正前の次に掲げる法律の規定は、旧法適用期間中は、なおその効力を有する。

- 一 国立国会図書館法別表第一総合研究開発機構の項

二 八 「略」

附 則（平成二十年四月二十五日法律第二十号）

この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、別表第一日本中央競馬会の項の次に一項を加える改正規定は日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の施行の日から、別表第二の改正規定は公布の日から施行する。

(施行の日) 平成二十二年一月一日

附 則 (平成二十一年三月三十一日法律第十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第五条並びに附則第五条第三項から第六項まで及び第七条から第十五条までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令で定める日) 平成二十一年六月一日

附 則 (平成二十一年七月十日法律第七十三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十五条の第三項の規定は、この法律の施行の際現に公衆に利用可能とされている同条第一項のインターネット資料及びこの法律の施行後に公衆に利用可能とされた同項のインターネット資料について適用する。

附 則 (平成二十三年五月二日法律第三十九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十二條から第五十一條までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年六月二十二日法律第三十二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

(提供の免除)

第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法(次条において「新法」という。)第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であつて、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器(以下「閲覧等機器」という。)が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の変換を必要とするようオンライン資料を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。)が付されているものについては、当分の間、館長の定めるところにより、同項の規定にかかわらず、その提供を免することができ。

(経過措置)

第三条 新法第二十五条の四第一項の規定は、この法律の施行後に公衆に利用可能とされ、又は送信された同項に規定するオンライン資料について適用する。

附 則（平成二十六年五月二十一日法律第四十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。「以下略」

（政令で定める日）平成二十六年八月十八日

別表第一（第二十四条関係）

名 称	根 拠 法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
使用済燃料再処理機構	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）

別表第二（第二十四条の二関係）

日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第九号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

（注）第十八条及び第三十条の条文中の「々」は、二の字点を置き換えたものである。

名 称	根 拠 法
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第一百五十八号）
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）

納本制度審議会規程

(平成九年一月二十二日国立国会図書館規程第一号)

改正 平成 十一年 四月 一日国立国会図書館規程第二号

同 二十年 四月 一日同 第二号

同 二十五年 五月 三十日同 第一号

(目的及び設置)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第十章及び第十一章に規定する出版物の納入に関する制度、法第十一章の二に規定するインターネット資料の記録に関する制度並びに法第十一章の三に規定するオンライン資料の記録に関する制度(以下「納本制度等」という。)の改善及びその適正な運用に資するため、国立国会図書館に、納本制度審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、国立国会図書館長(以下「館長」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 納本制度等に関する重要事項
 - 二 法第二十五条第三項に規定する代償金の額及び法第二十五条の四第四項に規定する金額に関する事項
- 2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、館長に意見を述べることができる。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

(委員)

- 第四条** 委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。
- 2 委員の委嘱期間は、二年とし、再委嘱されることを妨げない。ただし、補欠の委員の委嘱期間は、前委員の残存期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

- 第五条** 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第七条 審議会に、その所掌事務に係る事項のうち、第二条第一項第二号に掲げる事項を担当させるため、代償金部会(以下「部会」

という。)を置く。

2 部会に属すべき委員は、館長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

第八条 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第九条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、国立国会図書館収集書誌部において処理する。

(雑則)

第十一条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 抄

1 この規程は、平成九年一月二十二日から施行する。

附 則 (平成十一年四月一日国立国会図書館規程第二号) 抄

1 この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十年四月一日国立国会図書館規程第二号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年五月三十日国立国会図書館規程第一号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、改正法の施行の日から施行する。

(施行の日) 平成二十五年七月一日

納本制度審議会議事運営規則

(平成十一年六月七日制定)

改正 平成 十五年三月 十三日

同 二十一年十月 十三日

同 二十五年七月二十三日

(招集)

第一条 納本制度審議会(以下「審議会」という。)は、会長が招集する。

(議事)

第二条 会長は、審議会の議長となり、議事を整理する。

第三条 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。
い。

第四条 動議は、賛成者がなければ議題とすることができない。

第五条 審議会は、議事に関し必要があると認めるときは、専門委員を審議会に出席させ、当該専門事項に関し意見を求めることができる。

(部会)

第六条 代償金部会(以下「部会」という。)は、部会長が招集する。

第七条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条第三項に規定する代償金の額及び同法第二十五条の四第四項に規

定する金額に関する事項については、会長は、これを部会に付託するものとする。

第八条 前条の場合においては、部会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、会長が重要であると認めるときは、この限りでない。

第九条 部会長は、部会における調査審議の経過及び議決を次の審議会に報告するものとする。

(小委員会)

第十条 会長は、特定の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 小委員会に小委員長を置き、その小委員会に属する委員のうちから、会長がこれを指名する。

第十一条 小委員会は、小委員長が招集する。

第十二条 小委員長は、小委員会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(準用)

第十三条 第二条から第四条までの規定は、部会及び小委員会の会議に準用する。

(議事録)

第十四条 会長は、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を調整する。

一 審議会の開催日時及び場所

二 出席した委員の氏名

三 議題

四 議事の概要

五 その他必要な事項

第十五条 議事録は、国立国会図書館収集書誌部収集・書誌調整課において作成する。

(議事録等の公開)

第十六条 議事録その他審議会の資料については、原則として、公開するものとする。

(雑則)

第十七条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他運営に
関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、平成十一年六月七日から施行する。

2 納本制度調査会議事運営規則(平成九年三月三日納本制度調査
会決定)は、廃止する。

国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程

(平成二十五年五月三十日国立国会図書館規程第一号)

(オンライン資料)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第二十五条の四第一項に規定する館長が定めるものは、次に掲げるもの(機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なもの並びに次条に規定する方法により提供することができないものを除く。)とする。

- 一 公衆に利用可能とし、又は送信する際に、図書若しくは逐次刊行物の流通のために使用されるコード(特定の図書又は逐次刊行物を識別するための番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。)又は当該コードに類するものであって館長が定めるものが付与されているもの
- 二 文字、図形等を結合し、閲覧、複製及び頒布に適した形で記録することを主な目的とする記録方式として館長が定めるものにより記録されているもの(目次、索引その他のこれに附帯するものを含む。)

(提供の方法)

第二条 法第二十五条の四第一項の規定により法第二十四条及び第

二十四条の二に規定する者以外の者が同項のオンライン資料(以下単に「オンライン資料」という。)を国立国会図書館に提供する場合は、次のいずれかの方法とする。

- 一 オンライン資料及び当該オンライン資料の題名、作成者その他のオンライン資料を識別するために必要な情報として館長が定めるもの(以下「メタデータ」という。)を、国立国会図書館が提供する送信用情報システムを利用して送信する方法
- 二 オンライン資料及び当該オンライン資料のメタデータを、館長が定める記録媒体に、館長が定める記録方式により記録し、郵送する方法

(収集目的の達成に支障がない場合)

第三条 法第二十五条の四第二項第三号に規定する館長が認めた場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 オンライン資料が当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の事務に係る申込み、承諾等をし、又は受けることを目的とするものである場合
- 二 オンライン資料が前に納入された図書又は逐次刊行物と同一の版面で構成されるものであることにつき、当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の申出を受け、館長が確認した場合
- 三 オンライン資料が長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであって、かつ、特段の事情な

く消去されないと認められるものである場合

(法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続)

第四条 法第二十五条の四第四項に規定する金額は、館長が、納本制度審議会に諮問し、決定する。

(提供の免除)

第五条 オンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第三十二号。以下「改正法」という。)附則第二条に規定する技術的制限手段が付されているものについては、当分の間、その提供を免ずる。

(公示)

第六条 館長は、第一条第一号のコード及び当該コードに類するものの、同条第二号の記録方式、第二条第一号の情報、同条第二号の記録媒体及び記録方式並びに第四条第一項の金額を定めたときは、官報により公示するものとする。

(委任)

第七条 この規程に定めるもののほか、オンライン資料の記録に關し必要な事項は、館長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規程は、改正法の施行の日から施行する。

(施行の日)平成二十五年七月一日)

(法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続に關する特

例)

2 この規程の施行後初めて、館長が法第二十五条の四第四項に規定する金額を決定する場合には、第四条の規定にかかわらず、納本制度審議会に諮問することを要しない。

国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する

金額等に関する件

(平成二十五年五月三十日国立国会図書館告示第一号)

改正	平成二十六年六月	十八日	国立国会図書館告示第一号		
	同	二十七年六月	九日	同	第一号
	同	二十八年五月三十一日	同	同	第二号
	同	二十九年六月	一日	同	第一号

(国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額)

1 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条の四第四項に規定する金額は、国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程(平成二十五年国立国会図書館規程第一号以下「規程」という。)第二条第一号に規定する方法による提供については零とし、同条第二号に規定する方法による提供については次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 記録媒体の購入に要する金額 記録媒体一点につき八十九円
- 二 送付に要する金額 郵送に要する最低の料金に相当する金額

(規程第一条第一号のコード)

2 規程第一条第一号のコードは、次のとおりとする。

- 一 工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X〇三〇五で定める国際標準図書番号

二 日本工業規格X〇三〇六で定める国際標準逐次刊行物番号

三 国際標準化機構の規格第二六三二四号で定めるデジタルオブジェクトアイデンティファイアー

(規程第一条第二号の記録方式)

3 規程第一条第二号の記録方式は、次のとおりとする。

- 一 PDF方式
- 二 EPUB方式
- 三 DAISY方式

(規程第二条第一号の情報)

4 規程第二条第一号の情報は、次のとおりとする。

- 一 題名
- 二 作成者
- 三 出版者(オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者をいう。)
- 四 出版日(オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した日をいう。)
- 五 オンライン資料に複数の版が存在する場合は、版に関する情報

六 オンライン資料が規程第一条第一号に掲げるものである場合は、同号に規定するコードの情報

七 オンライン資料がハイパーテキストトランスферプロトコルにより公衆に利用可能とされた場合は、ユニフォームリソー

スロケータ―

(規程第二条第二号の記録媒体)

5 規程第二条第二号の記録媒体は、日本工業規格X六二四九に適合する直径百二十ミリメートルのディスクとする。

(規程第二条第二号の記録方式)

6 規程第二条第二号の記録方式は、ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇六、X〇六〇七又はX〇六〇九で定める方式とし、記録媒体への記録を完了した時には、日本工業規格X六二四九で定めるファイナライズの処理を行い、追記不可の状態とするものとする。

附 則

この告示は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年六月十八日国立国会図書館告示第一号)

- 1 この告示は、平成二十六年六月十八日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、平成二十六年六月十八日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十七年六月九日国立国会図書館告示第一号)

- 1 この告示は、平成二十七年六月九日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、平成二十

七年六月九日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十八年五月三十一日国立国会図書館告示第二号)

- 1 この告示は、平成二十八年五月三十一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十九年六月一日国立国会図書館告示第一号)

- 1 この告示は、平成二十九年六月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する
出版物の代償金額に関する件

(昭和五十年一月三十日国立国会図書館告示第一号)

改正	昭和五十六年	十月二十七日	国立国会図書館告示第一号
	同	五十七年十二月二十八日	同
	同	五十七年十二月二十八日	同
	平成 十一年	三月二十四日	同
	同	十二年 九月二十七日	同
	同	二十三年 十月 十二日	同
			第三号
			第一号
			第四号
			第二号

1 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額は、次の各号の区分に従い国立国会図書館の館長が定める金額（当該出版物の出版に通常要すべき費用が当該各号に定める最高の割合の金額を超えるもの、小売価格の表示のないものその他当該各号の規定と異なる取扱いを要すると認めるものについては、その都度納本制度審議会に諮って定める金額）に、当該出版物の納入に要する金額を加算した金額とする。

一 図書（点字版のものを除く）、蓄音機用レコード及びパッケージ系電子出版物（国立国会図書館法第二十四条第一項第九号に該当する出版物をいう。以下この号において同じ。）については、小売価格（パッケージ系電子出版物にあつては、電気通信回線に接続しない状態での使用に係る小売価格）の四割以上六割以下の金額。ただし、蓄音機用レコードについては、小

売価格の四割未満の金額とすることができる。

二 マイクロ写真資料については、小売価格の五割以上七割以下の金額

三 図書、雑誌、新聞その他の出版物で点字版のものについては、小売価格の四割以上八割以下の金額

四 前三号に規定する出版物を除き、雑誌、新聞その他の出版物については、小売価格の四割以上五割以下の金額

2 前項の規定により加算することのできる当該出版物の納入に要する金額は、次の各号に掲げるものとする。

一 送付に要する金額 郵送に要する最低の料金に相当する金額
二 納入の一括代行事務に要する金額 出版物一点につき百五十円以上百七十円以下の範囲内で館長が定める金額

3 前項第二号に規定する金額の加算は、出版物の納入事務を一括して代行する者として館長が指定するものに対して行う。

附 則

1 この告示は、昭和五十年一月三十日から施行する。

2 国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件（昭和二十四年国立国会図書館告示第一号）は、廃止する。

附 則（昭和五十六年十月二十七日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、昭和五十六年十月二十七日から施行する。

附 則（昭和五十七年十二月二十八日国立国会図書館告示第三号）

この告示は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月二十四日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年九月二十七日国立国会図書館告示第四号）

この告示は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十月十二日国立国会図書館告示第二号）

この告示は、平成二十三年十月十二日から施行する。